



に ち じ ょ う せ い か つ
日 常 生 活
じ り つ し え ん じ ぎ ょ う
自 立 支 援 事 業
く ら し の あ ん し ん を お て つ だ い

生活の中で**困**ったことはありませんか？



福祉サービスの
手続きが分からない…



計画的にお金を使いたい
けれども、うまくいかない…



通帳などをしまった場所を
忘れてしまうことが…



そんな時には、**社会福祉協議会**にご相談ください！

社会福祉協議会では



認知症や知的・精神障がい等により、日常生活を営む上で必要な福祉サービスを自分の判断で適切に利用することが難しい方を対象に、「福祉サービスの利用援助」を基本サービスとして、「日常的な金銭管理」や「書類等の預かり」を行います。





1. 利用対象者



認知症や知的・精神障がいなどにより、日常生活を営む上で必要な福祉サービスを自分の判断で適切に利用することが難しい方

この事業はご本人と契約を結んでいただく制度です。そのため、契約内容が理解できないほど判断能力が低下されている場合は、この事業を利用することが難しくなります。その場合、「成年後見制度」の利用など、ご本人にふさわしい援助につなぐお手伝いをします。

※認知症の診断の有無、障がい者手帳の有無は問いません。

※施設や病院に入所、入院している方も利用できます。



2. 主なサービスの内容

福祉サービスの利用援助



- 福祉サービスに関する情報を提供します。
- 福祉サービスを利用または利用をやめるために必要な手続きをお手伝いします。
- 福祉サービスの利用料を支払う手続きをお手伝いします。
- 福祉サービスの苦情解決制度を利用する手続きをお手伝いします。
- 日常生活に必要な事務手続きをお手伝いします。
(例：郵便物や通知の確認など)

できないこと 施設入所や治療・入院に関する契約、介護、買い物、掃除等

日常的金銭管理サービス



- 銀行などに行って、日常生活に必要なお金の出し入れを支援します。
- 医療費や公共料金、家賃などの支払い、口座引き落としの手続きをお手伝いします。
- 年金や手当での受領確認をします。

できないこと 不動産や預貯金の資産運用等

書類等の預かりサービス



預金通帳や印鑑など大切な書類をお預かりし、安全な場所（貸金庫）で保管します。

(例：年金証書、保険証書、その他社会福祉協議会が適当と認めた書類等)

お預かりできないもの 貴金属、骨董品、書画、宝石、現金等



3. サービスの流れ

相談の受付

お近くの社会福祉協議会へご相談ください。



訪問 関係者との調整

専門員が訪問し、お困り事などのお話をうかがいます。
また、支援を円滑に行うために、ご家族、福祉サービス事業所、金融機関、関係者との調整をします。

★専門員とは、日常生活自立支援事業を担当する社会福祉協議会の職員のことです。

支援計画の作成

ご本人と社会福祉協議会と一緒に、
具体的なサービスの計画を作ります。



契約締結審査

ご本人の判断能力や利用意思、支援内容について、静岡県社会福祉協議会が確認します。疑義が生じた場合は、弁護士・医師・社会福祉士・精神保健福祉士等の専門家から構成されている契約締結審査会で審査します。

契約

支援計画の内容にもとづき、ご本人と社会福祉協議会との間で利用契約を結びます。

サービス開始

生活支援員がご本人を定期的に訪問し、
支援計画に沿ったサービスを行います。

★生活支援員とは、実際にご本人のお手伝いをする人のことです。



サービスが終了する時は…

- ご本人から解約の申し出があったとき
- ご本人が亡くなったとき
- 判断能力の低下や生活状況の変化により、契約の継続が困難になったとき
 - ▶成年後見制度など、ご本人の生活にふさわしい他の支援がある場合には、その支援を利用できるようにお手伝いします。



4. 利用料

- 相談から契約までは無料です。
- 契約後、サービスが開始してからは、支援を行うごとに利用料がかかります。
(生活保護を受けている方は無料です。)
- 書類等預かりサービスを利用する場合、上記利用料とは別に保管料として実費をいただきます。



ご相談・お問い合わせはお近くの社会福祉協議会へ



社会福祉 静岡県社会福祉協議会

日常生活自立支援センター

〒420-8670 静岡市葵区駿府町 1-70

県総合社会福祉会館内

TEL.054-275-1760 / FAX.054-251-7508